



発行 東京都

目次

告示

○行政書士法による行政処分についての公開の聴聞

.....(総務局行政部振興企画課).....

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可

.....(都市整備局市街地整備部民間開発課).....

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

.....(生活文化局都民生活部地域活動推進課).....

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

.....(同).....

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

○争議行為の予告

.....(産業労働局雇用就業部労働環境課).....

告示

●東京都告示第九百三十八号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」とい

う。)の規定による行政処分について、法第十四条の第三

三項の規定に基づき、聴聞を実施する。

なお、法第十四条の第五項に基づき、聴聞は公開とし、

次のとおり行う。

平成二十六年六月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 期日

平成二十六年七月三日 午後一時十五分から

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二

十五階 一七会議室

三 被聴聞者

(一) 氏名

本多 庸二

(二) 事務所の所在地

国分寺市本町二丁目二十二番二一〇二号第一鴨下

ビル

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第八〇〇八一七六七号

●東京都告示第九百三十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発

組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項におい

て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように

告示する。

平成二十六年六月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

六本木三丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年三月二十三日から平成二十九年三月三十

日まで

三 施行地区

港区六本木三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区六本木三丁目一番二十八号

平成二十四年三月二十三日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年六月二十三日

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本を美しくする会

三 代表者の氏名

田中 義人

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区池尻二丁目三十七番十二一七〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内及び海外の広く一般市民を対象として、美しい街づくりと学校や公共施設の環境美化・保全のための街頭清掃やトイレ掃除の指導援助事業、普及啓発事業、国際交流の指導援助事業、他団体との情報交換及びネットワークの構築事業を行い、住民に快適な環境づくりと美しい国づくりの実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境エネルギーネットワーク21

三 代表者の氏名

岸本 哲郎

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区大久保三丁目十四番三号 トーア早稲田マンション二〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、環境・エネルギー問題についての調査・研究・情報収集及びその結果の公表並びに情報の提供に関する事業、環境・エネルギー問題についての評価基準・評価方法の策定及び評価の実施に関する事業、環境・エネルギー問題の解決等のための活動を行う国内外の関連機関との協力・支援に関する事業、環境・エネルギー問題についての知識の啓発を目的とした講演会・セミナー・研修会等の企画・開催に関する事業、環境・エネルギー問題についての一般市民及び子ども達への普及・啓発に関する事業を行い、地球環境の改善を通じての国際貢献を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人先端医療をささえる会

三 代表者の氏名

林屋 克三郎

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座八丁目九番十一号 天國ビル八階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、医療についてのセミナー、講演会、イベント等の企画・開催に関する事業、医療についての調査・研究及び情報の提供に関する

事業等を行い、医療の発展と健康の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人武蔵野のはやしとやしきを守る会

三 代表者の氏名

深澤 克

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区東大泉五丁目十番三号 櫛下荘

五 定款に記載された目的

この法人は、武蔵野等における自然林、雑木林、屋敷林、庭園、家屋等(以下「はやしとやしき」という。)及びこれらによって形成される景観を保護し、保全し、維持し、管理する際、はやしとやしき及び景観が所在する土地の所有者、借地人、居住者等が直面する法律的、経済的、技術的等の困難に対し、これらの人々を支援する活動を行うことよって、これらのはやしとやしき及び景観を保全し、環境・文化・福祉の保全・発展を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人種のアトリエ

三 代表者の氏名

小川 えりな  
四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木二丁目三十四番十一号 協栄メゾ  
ン代々木三〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、創作活動の普及、創作の場の活性化を行い、イメージーションとコミュニケーションの溢れる「真に豊かな生活」のある社会を目指すとともに、創作、芸術をツールとし、人と人と国と国、世界を繋ぐ活動を目的とします。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国人権促進基金

三 代表者の氏名

林 飛

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区北大塚二丁目十二番八号 大星ビル五階

五 定款に記載された目的

この法人は、客観的な調査を行い、国際的に確立されている人権基準に基づき、日本国内外の市民社会と連携しながら、常に中国の人権現状を把握できるように努める。定期的に中国の人権現状報告会や中国人権状態を改善するための模索案を討論するサロンなどを開催することによって、在日中国人の人権意識を喚起し、多くの人々の力により、中国の人権活動を応援し、中国人権状態

の改善を目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年六月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 ホームセンターコーナン江東深川店

二 店舗所在地 江東区深川一丁目十九番一ほか

三 設置者名 三菱UFJリース株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の店舗名 (仮称)ホームセンターコーナン深川店

六 変更後の店舗名 ホームセンターコーナン江東深川店

七 変更前の設置者名 ダイヤモンドリース株式会社

八 変更後の設置者名 三菱UFJリース株式会社

九 変更前の設置者の代表者名 小幡 尚孝

十 変更後の設置者の代表者名 白石 正

十一 変更日 平成二十四年六月二十八日ほか

十二 届出日 平成二十六年六月三日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間 平成二十六年六月二十三日から同年十月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

白井運輸株式会社代表取締役白井護から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月十日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合白井支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月二十四日以降問題解決に至るまでの

問

三 場所及び所在地

白井運輸株式会社 足立区鹿浜三丁目二十八番七号

四 種類

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002